

あずま ひろき通信

2017 年
5 月号

～気軽に読めて役に立つマネー情報をお届けします！～

特集 空き家問題の新たな対策、「空き家特別控除」って何？

空き家問題の新たな対策として、「空き家特別控除の特例」がスタートしています。当制度は、相続などで引き継いだ空き家を、相続開始から 3 年以内に売却した場合、譲渡所得を 3000 万円まで控除できるというものです。親などから住宅を相続し、今後そこに住む予定がない場合などは売却しやすくなります。ただし、注意点もあります。例えば、売却予定の空き家が耐震基準を満たしていない場合は、売却前に耐震工事をする必要があります。更地にして売却することも可能ですが、一定の解体費用がかかります。なお、マンションなどの区分所有建物は対象外であり、相続税の取得費加算の特例（※）との併用もできません。

（※）相続で取得した不動産を相続税申告期限翌日から 3 年以内に売却した場合、支払った相続税の一部を譲渡所得の取得費に加算できる制度

【空き家特別控除の特例、適用要件】

相続時	1981 年 5 月 31 日以前に建築されたものであること
	相続開始直前において被相続人以外に同居人がいないこと
相続後	相続時から売却時までずっと空き家であること（事業・貸付・居住の用に供されていない）
売却時	売却価格が 1 億円以下であること
	相続開始日より 3 年目の年の 12 月 31 日までに売却すること
	更地での売却も可能
適用時期	2016 年 4 月 1 日～2019 年 12 月 31 日まで

※上記は 2017 年 5 月現在の税制・税率にもとづき作成しております。税制・税率は将来変更されることがありますのでご注意ください。個別の取り扱いにつきましては、税理士または所轄の税務署にご確認ください。

? マネークイズのコーナー

訪問販売などにおいて消費者トラブルにあってしまい、どこに問い合わせたらよいかわからない場合のために、国は相談窓口として「消費者ホットライン」を設けています。では、何番に問い合わせたらよいのでしょうか？

1 : 1 8 8

2 : 1 1 9

3 : 1 7 1

（答えは裏面にあります！）



今月のお知らせ

5 月の大型連休を、なぜ『ゴールデンウィーク』と呼ぶかご存知でしょうか？この言葉が使われ始めたのは昭和 26 年です。当時、5 月の連休時期に放映した映画がお正月・お盆を超えるヒットを記録しました。これを受けて、今後もこの時期に多くの人に見てもらいたいと思った映画業界が、ラジオ業界で使われていた『ゴールデンタイム』にあやかり名づけたそうです。



コラム 不妊治療、国も支援。43歳未満が対象に

日本では、不妊治療は健康保険の適用対象外のため、全額が自己負担となります。不妊治療は人工授精で数万円、体外受精で数十万円ともいわれ、治療を続けるためには重い経済的負担を迫られる可能性があります。

国はそんな不妊治療を続ける人に対し、原則1回15万円の経済的支援を行っています。対象者は、治療開始時43歳未満で、体外受精、顕微授精以外の治療法では妊娠の可能性が極めて低いと医師に診断された方となります。また、法律上婚姻関係にある夫婦で、夫婦合算所得が730万円未満であることも条件です。助成回数は40歳未満の方は通算6回まで、40～43歳未満の方は通算3回までと、年齢により助成回数が異なるため注意が必要です。

不妊治療に関しては、更に手厚い助成を行っている自治体もあります。助成は自分で申請しないと受取れません。対象の方はぜひ一度お住まいの自治体で確認してみてくださいね。

【国の不妊治療への助成制度、概要】

対象年齢	通算助成回数	助成限度額	所得制限
43歳未満	初回時40歳未満 通算6回 初回時43歳未満 通算3回	1回15万円	夫婦合算で730万円未満

※上記は2017年5月現在の制度に基づき作成しております。



A マネークイズの答え

正解：1 188

消費者庁は消費生活相談の窓口として「消費者ホットライン」を設けています。「188（局番なし）」に電話をすると、市区町村、都道府県または国民生活センターのいずれかの窓口が対応してくれます（通話料は自己負担）。「イヤヤ（188）」と覚えるとよいですね！

編集後記

【エリック・カール展】

先日、家族で近所の美術館に行ってきました。
皆様ご存知でしょうか？絵本で有名な「はらぺこあおむし」の作家です。
子どもの頃読んだのを懐かしく思って、ついつい出口の売店でポストカードなどグッズを買いすぎてしまいました（汗）。

発行

ソニー生命保険株式会社 新宿ライフプランナーセンター第2支社
〒151-8583 東京都渋谷区代々木2-2-1 小田急サザンタワー10F
携帯電話：090-9676-1024 TEL：03-5358-1822

ライフプランナー 東宏樹（あずまひろき）

